【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年9月8日提出
【計算期間】	第8期（自 平成20年6月17日 至 平成21年6月15日）
【ファンド名】	日本割安成長株オープン (以下「ファンド」といいます。) なお、ファンドの愛称を「メジャープレイヤー」とします。
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	執行役社長　吉 川　淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番１号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番１号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

受益権の信託金限度額は、3,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは、追加型株式投資信託で、「国内株式型(一般型)」※に属しています。

※ 「国内株式型(一般型)」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内の株式に投資するもの」として分類されるファンドです。

(2) 【ファンドの仕組み】

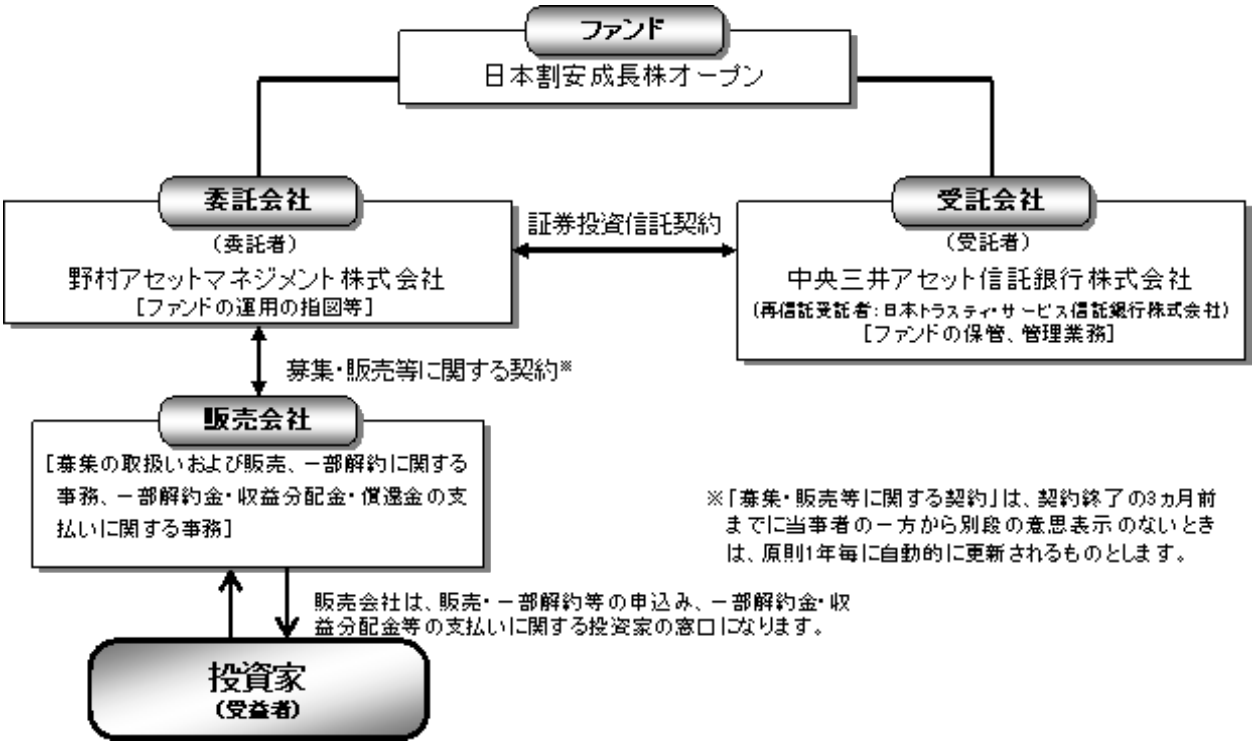

委託会社の概況

■委託会社■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

・ 資本金の額

平成21年7月末現在、17,180百万円

・ 会社の沿革

昭和34年(1959年)12月１日　野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成９年(1997年)10月１日　投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月１日　野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年（2003年）6月27日　委員会等設置会社へ移行

・ 大株主の状況(平成21年7月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	5,150,693株	100%

(参考)

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、振替機関(「株式会社証券保管振替機構」とします。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

1 株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式の中から、割安成長銘柄を中心に投資を行ないます。

◆割安成長銘柄の選定にあたっては、投資対象企業の属する業界・セクター評価等も考慮の上、主として①「バリュー」(企業価値からみた株価の割安性)と②「グロース」(企業価値の成長性)③「企業競争力」の３つの評価軸から総合的に判断して選定することを基本とします。

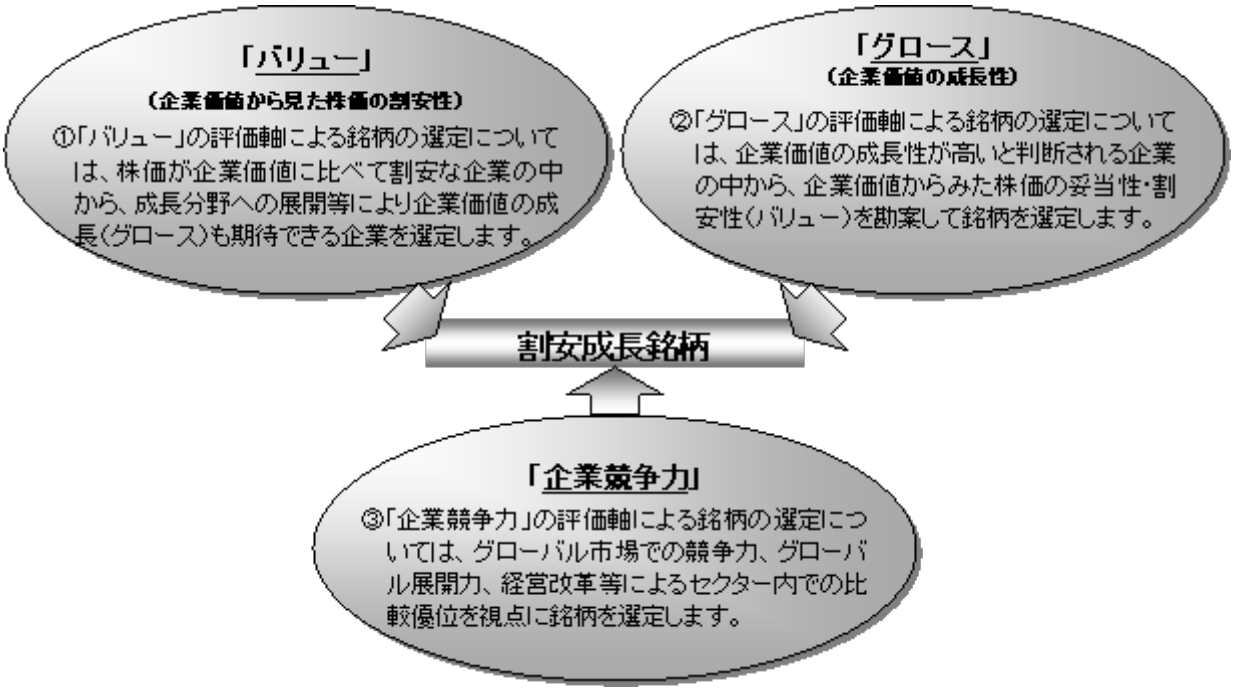

2 銘柄の選択および運用にあたっては、リサーチに基づいたボトムアップアプローチによりアクティブに行なうことを基本とします。

◆組入銘柄については、中長期投資を基本に臨みますが、株価上昇等により割安性が薄れた銘柄や業績急変銘柄等については、適宜入れ替えを行ないます。

◆株式の組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。

なお、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

わが国の株式を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

① 投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 ⑤および⑥」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 有価証券の指図範囲(約款第21条第１項)

委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1 株券または新株引受権証書

2 国債証券

3 地方債証券

4 特別の法律により法人の発行する債券

5 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10 コマーシャル・ペーパー

11 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

17 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

20 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

21 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを「公社債」といい、第13号および第14号の証券を「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(約款第21条第２項)

委託者は、信託金を、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１ 預金

２ 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）

３ コール・ローン

４ 手形割引市場において売買される手形

５ 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるも

の

6　外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④　その他の投資対象

1　先物取引等

2　スワップ取引

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

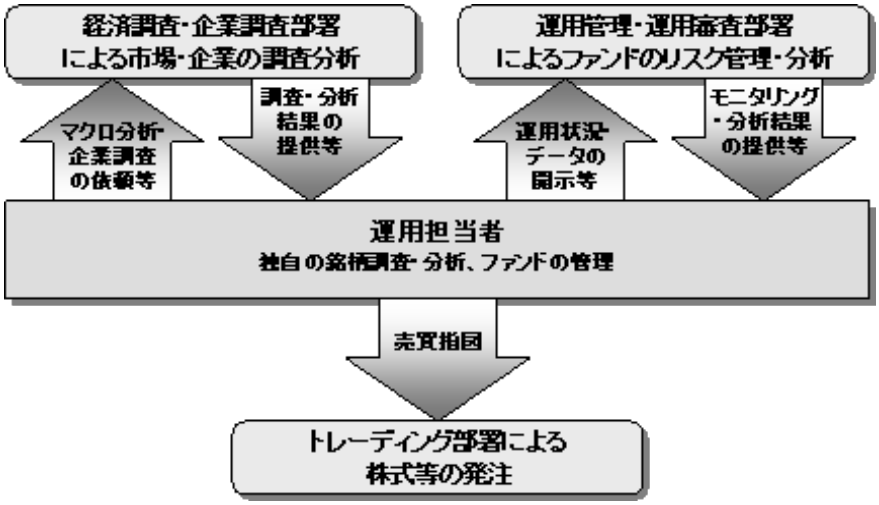

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

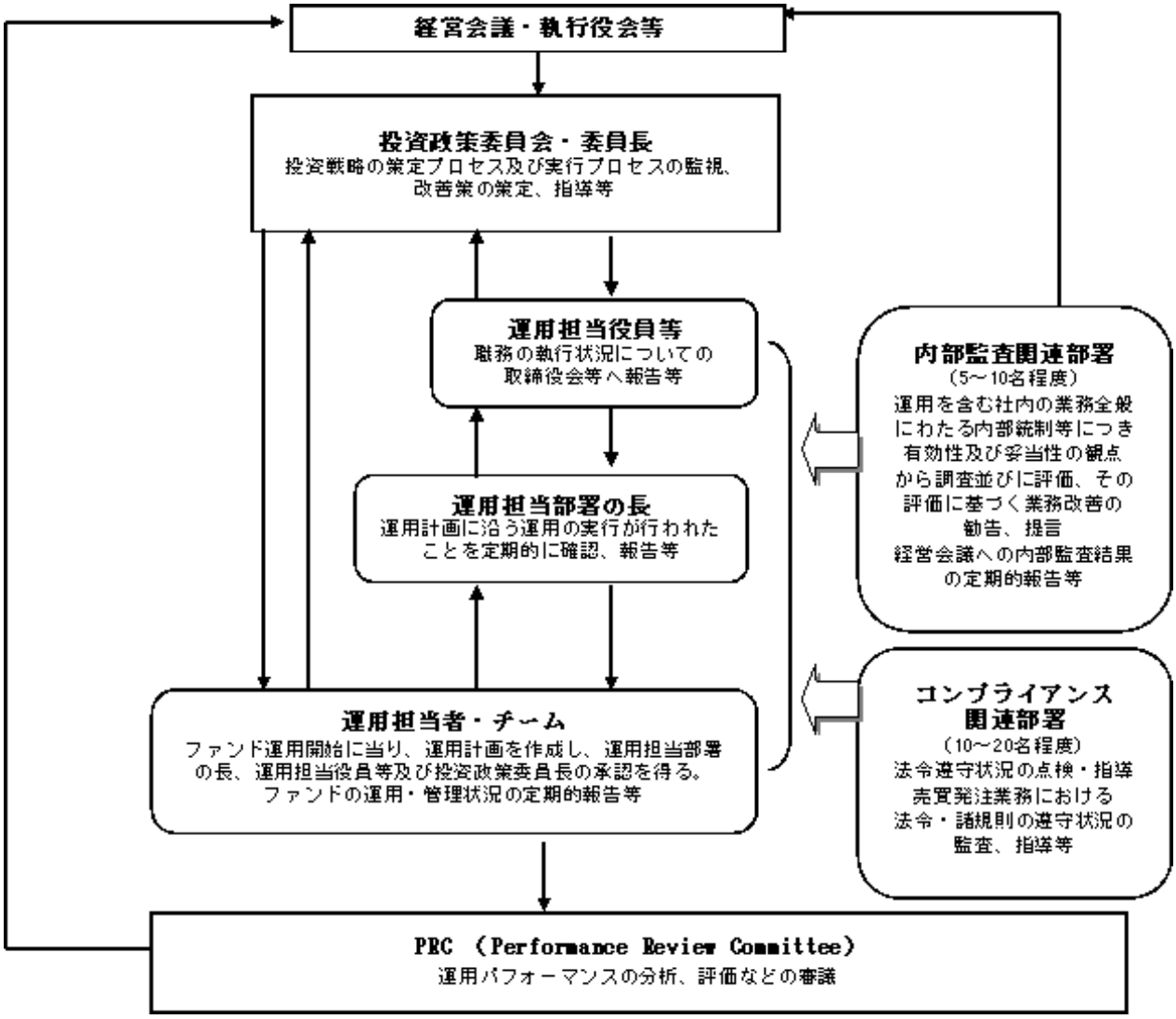

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は平成21年9月8日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※ 利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※ 売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年6月14日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

(5) 【投資制限】

① 株式への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

③ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

④ 投資信託証券への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑤ 先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第26条)

(ⅰ)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2)投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

(ⅱ)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第１号から第４号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③ 金融商品の指図範囲」の第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑥ スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第27条)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ⅳ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ⅴ)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑧ 投資する株式等の範囲(約款第23条)

(ⅰ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ⅱ)上記(ⅰ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑨ 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産

総額の５％以内とします。

⑪ 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債※への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

⑫ 信用取引の指図範囲(約款第25条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2 株式分割により取得する株券

3 有償増資により取得する株券

4 売り出しにより取得する株券

5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑬ 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第29条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ⅲ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの

指図を行なうものとします。

⑭ 資金の借入れ(約款第37条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

(ⅲ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑮ 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(ⅰ)の数が(ⅱ)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(ⅰ)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ⅱ)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

３ 【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

■主な変動要因■

[株価変動リスク]

◆ ファンドは、株式の組入れを高水準(フルインベストメント)とすることを基本としますので、株価変動の影響を大きく受けます。

■その他の変動要因■

[信用リスク]

◆ 有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

[有価証券の貸付等におけるリスク]

◆ 有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

◆ ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

◆ 市場の急変時等には、前記の投資方針に従った運用ができない場合があります。

◆ コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

◆ ファンドの分配金は、前記の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

ファンドは、株式などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

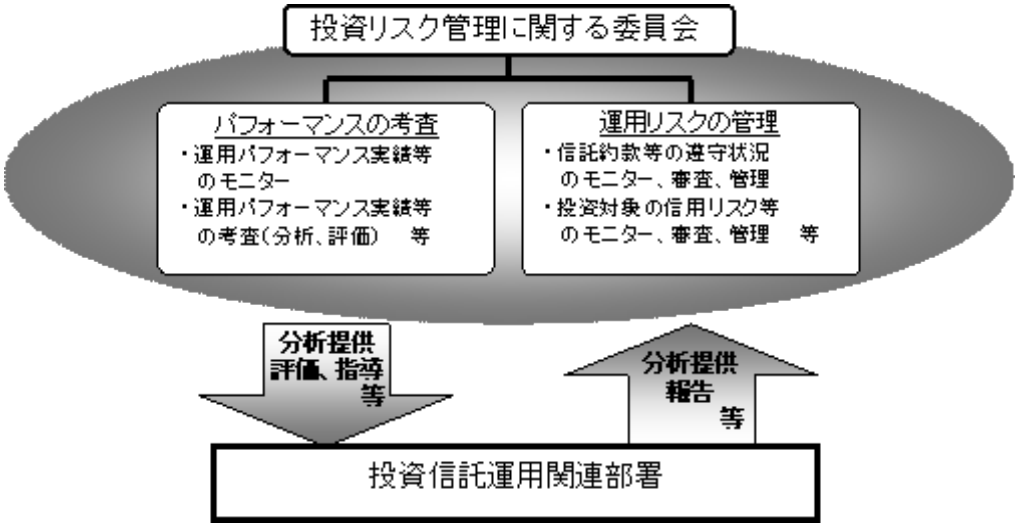

※ 投資リスクに関する管理体制等は平成21年9月8日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

購入時には申込手数料はありません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)時に換金(解約)時手数料を販売会社にお支払いいただきます。

換金(解約)時手数料は、１口につき解約価額に2.1%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額となります。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の189（税抜年10,000分の180）の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年10,000分の70	年10,000分の100	年10,000分の10

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

④ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

平成23年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1

月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

◆法人の投資家に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

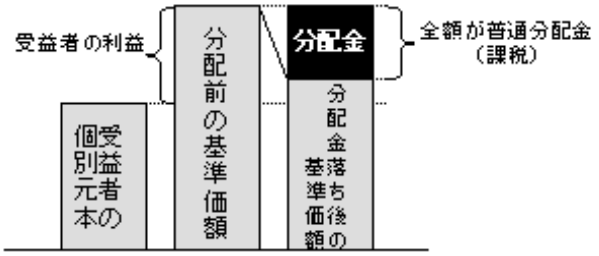

②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

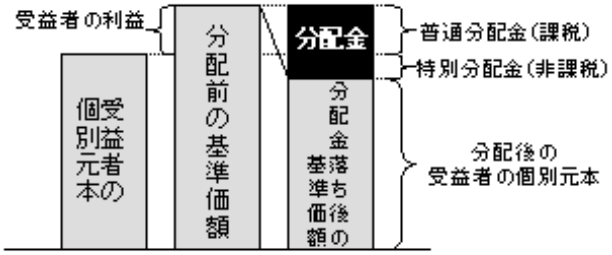

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

≪お客様に直接ご負担いただく費用・税金≫

時期	項目	費用	税金
換金時 （解約請求制）	信託財産留保額	1万口につき 基準価額に対し0.3%	―――――

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	―――――	普通分配金×10%※1
換金時 （解約請求制）	所得税および地方税	―――――	換金時の差益（譲渡益） ※2に対して10%※1
償還時	所得税および地方税	―――――	償還時の差益（譲渡益） ※2に対して10%※1

※1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

※2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

※ 税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成21年7月31日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	638,338,100	98.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	6,712,008	1.04
合計(純資産総額)		645,050,108	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	6,300	3,830.00	24,129,000	3,990.00	25,137,000	3.89
2	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	3,800	5,860.00	22,268,000	5,430.00	20,634,000	3.19
3	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4,700	4,050.00	19,035,000	4,050.00	19,035,000	2.95
4	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	29,000	631.00	18,299,000	566.00	16,414,000	2.54
5	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	5,300	2,795.00	14,813,500	3,050.00	16,165,000	2.50
6	日本	株式	三井物産	卸売業	13,200	1,261.00	16,645,200	1,187.00	15,668,400	2.42
7	日本	株式	三井不動産	不動産業	9,000	1,757.00	15,813,000	1,740.00	15,660,000	2.42
8	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	3,800	3,922.20	14,904,396	3,910.00	14,858,000	2.30
9	日本	株式	信越化学工業	化学	2,700	4,670.00	12,609,000	5,100.00	13,770,000	2.13
10	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	8,200	1,416.79	11,617,685	1,644.00	13,480,800	2.08
11	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	3,400	3,340.00	11,356,000	3,810.00	12,954,000	2.00
12	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	93	141,200.00	13,131,600	137,200.00	12,759,600	1.97

13	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	17,000	715.86	12,169,630	708.00	12,036,000	1.86
14	日本	株式	キヤノン	電気機器	3,400	3,320.00	11,288,000	3,530.00	12,002,000	1.86
15	日本	株式	KDDI	情報・通信業	21	497,000.00	10,437,000	502,000.00	10,542,000	1.63
16	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	8,800	1,046.58	9,209,918	1,179.00	10,375,200	1.60
17	日本	株式	ソニー	電気機器	3,800	2,608.38	9,911,870	2,675.00	10,165,000	1.57
18	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	3,400	2,755.00	9,367,000	2,750.00	9,350,000	1.44
19	日本	株式	宇部興産	化学	33,000	247.00	8,151,000	274.00	9,042,000	1.40
20	日本	株式	花王	化学	4,000	2,075.00	8,300,000	2,145.00	8,580,000	1.33
21	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	2,200	3,350.00	7,370,000	3,610.00	7,942,000	1.23
22	日本	株式	東北電力	電気・ガス業	4,000	1,961.00	7,844,000	1,971.00	7,884,000	1.22
23	日本	株式	塩野義製薬	医薬品	4,000	1,859.00	7,436,000	1,959.00	7,836,000	1.21
24	日本	株式	三井住友海上グループ ホールディングス	保険業	3,200	2,800.00	8,960,000	2,430.00	7,776,000	1.20
25	日本	株式	リンテック	その他製品	4,200	1,617.00	6,791,400	1,849.00	7,765,800	1.20
26	日本	株式	任天堂	その他製品	300	25,450.00	7,635,000	25,590.00	7,677,000	1.19
27	日本	株式	マキタ	機械	3,200	2,330.38	7,457,228	2,350.00	7,520,000	1.16
28	日本	株式	味の素	食料品	8,000	749.52	5,996,160	908.00	7,264,000	1.12
29	日本	株式	ヤマダ電機	小売業	1,200	5,280.00	6,336,000	5,920.00	7,104,000	1.10
30	日本	株式	日立ハイテクノロジーズ	卸売業	3,800	1,626.00	6,178,800	1,854.00	7,045,200	1.09

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	水産・農林業	0.29
	建設業	1.43
	食料品	1.12
	パルプ・紙	0.92
	化学	7.67
	医薬品	3.98
	石油・石炭製品	0.87
	ゴム製品	2.08
	鉄鋼	3.57
	非鉄金属	2.27
	金属製品	0.88
	機械	4.29
	電気機器	13.12
	輸送用機器	8.69
	精密機器	0.31
	その他製品	2.39
	電気・ガス業	2.48
	陸運業	3.99
	海運業	0.62
	情報・通信業	8.74
	卸売業	6.09
	小売業	4.85
	銀行業	8.75
	証券、商品先物取引業	0.95
	保険業	3.51
	その他金融業	0.97
	不動産業	2.99
	サービス業	1.00
	小計	98.95
合計		98.95

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】
平成21年7月末日及び同日前１年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		１口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期　(2007年6月14日)	924	1,068	12,857	14,857
第7期　(2008年6月16日)	1,287	1,287	10,458	10,458
第8期　(2009年6月15日)	654	654	6,769	6,769
2008年7月末日	1,131	―	9,491	―
8月末日	1,070	―	9,054	―
9月末日	900	―	7,785	―
10月末日	707	―	6,170	―
11月末日	669	―	5,933	―
12月末日	682	―	6,135	―
2009年1月末日	617	―	5,654	―
2月末日	574	―	5,372	―
3月末日	575	―	5,578	―
4月末日	611	―	6,000	―
5月末日	648	―	6,486	―
6月末日	634	―	6,658	―
7月末日	645	―	6,923	―

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金
第6期	2,000.0000　円
第7期	0.0000　円
第8期	0.0000　円

③【収益率の推移】

期	収益率
第6期	21.7　%
第7期	△18.7　%
第8期	△35.3　%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成13年6月15日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第２【手続等】

１　【申込(販売)手続等】

当初申込期間中（平成13年5月21日から平成13年6月13日まで）及び継続申込期間中（平成13年6月15日から平成20年6月14日まで）の各営業日に、受益権の募集が行われました。ファンドの運用開始日は平成13年6月15日です。

取得申込の受付けについては、午後３時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時
(半日営業日は午前9時～正午)
インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、10口以上１口単位とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

＜申込手数料＞

購入時には申込手数料はありません。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なう

ことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

２ 【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に１口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後３時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

手取り額は、解約申込みの受付日の基準価額から、(ⅰ)信託財産留保額※1(１口につき基準価額の0.3%)、(ⅱ)所得税および地方税、解約時手数料（1口につき解約価額※2の2.1%（税抜2.0%））を差し引いた金額となります。

※1 「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(１口につき基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。
※2 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.3%）

詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時
(半日営業日は午前9時～正午)
インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、１日１件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、１日１件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限※を設ける場合があります。

※ 受付時間に制限とは、営業日の正午(半日営業日の場合は午前９時30分)までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して４営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを

中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第３【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法※により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

※ 一部償却原価法とは、残存期間１年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時
(半日営業日は午前9時～正午)
インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成23年６月14日までとします(平成13年６月15日設定)。

（４）【計算期間】

原則として毎年６月15日から翌年６月14日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始される

ものとします。ただし、最終計算期間の終了日は平成23年６月14日とします。

（５）【その他】

（ａ）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が10万口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ｂ）信託期間の終了

(ｉ)委託者は、上記「(ａ)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ⅱ)上記(ｉ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ⅲ)上記(ⅱ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(ａ)の信託契約の解約をしません。

(ⅳ)委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ｖ)上記(ⅱ)から(ⅳ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅱ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ⅵ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ⅶ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(ｄ)信託約款の変更(ⅳ)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ⅷ)受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ｃ）運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者

に対して交付します。

（d）信託約款の変更

(ⅰ)委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ⅲ)上記(ⅱ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ⅳ)上記(ⅲ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(ⅰ)の信託約款の変更をしません。

(ⅴ)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ⅵ)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(ⅰ)から(ⅴ)までの規定にしたがいます。

（e）公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（f）反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(ⅰ)または「(d)信託約款の変更」(ⅱ)に規定する公告または書面に付記します。

（g）関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

２【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から５年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して５営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を１口単位で換金できます。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、４営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第４ 【ファンドの経理状況】

日本割安成長株オープン

（１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成19年6月15日から平成20年6月16日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第8期計算期間(平成20年6月17日から平成21年6月15日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号および平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成19年6月15日から平成20年6月16日まで)については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則および内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第8期計算期間(平成20年6月17日から平成21年6月15日まで)については内閣府令第61号改正後の投資信託財産計算規則および内閣府令第35号附則第16条第2項により、内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成19年6月15日から平成20年6月16日まで)および第8期計算期間(平成20年6月17日から平成21年6月15日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 平成20年 6月16日現在	第8期 平成21年 6月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,413,628	5,617,560
株式	1,272,259,500	646,821,100
未収入金	8,668,517	8,052,244
未収配当金	9,305,100	5,315,860
未収利息	260	20
流動資産合計	1,308,647,005	665,806,784
資産合計	1,308,647,005	665,806,784
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,731,580	5,223,270
未払受託者報酬	683,668	325,028
未払委託者報酬	11,622,342	5,525,457
その他未払費用	20,447	9,694
流動負債合計	21,058,037	11,083,449
負債合計	21,058,037	11,083,449
純資産の部		
元本等		
元本	1,231,160,000	967,170,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	56,428,968	△312,446,665
（分配準備積立金）	61,687,107	49,851,126
元本等合計	1,287,588,968	654,723,335
純資産合計	1,287,588,968	654,723,335
負債純資産合計	1,308,647,005	665,806,784

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自平成19年 6月15日 至平成20年 6月16日	第8期 自平成20年 6月17日 至平成21年 6月15日
営業収益		
受取配当金	21,983,125	15,826,728
受取利息	171,848	32,372
有価証券売買等損益	△371,899,316	△453,613,549
派生商品取引等損益	2,174,880	―
その他収益	16,605	231
営業収益合計	△347,552,858	△437,754,218
営業費用		
受託者報酬	1,568,288	811,174
委託者報酬	26,660,741	13,789,767
その他費用	46,923	24,218
営業費用合計	28,275,952	14,625,159
営業利益	△375,828,810	△452,379,377
経常利益	△375,828,810	△452,379,377
当期純利益	△375,828,810	△452,379,377
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△69,678,247	△95,272,408
期首剰余金又は期首欠損金（△）	205,471,860	56,428,968
剰余金増加額又は欠損金減少額	237,476,162	―
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	237,476,162	―
剰余金減少額又は欠損金増加額	80,368,491	11,768,664
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	80,368,491	11,768,664
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	56,428,968	△312,446,665

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第7期 自 平成19年6月15日 至 平成20年6月16日	第8期 自 平成20年6月17日 至 平成21年6月15日
１運用資産の評価基準及び評価方法	(１) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。	(１) 株式 同左
２費用・収益の計上基準	(１) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 ただし、平成19年6月30日以前に計上（平成19年7月1日以降に更新されたものを除く）した受取配当金については、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	(１) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
	(２) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(２) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
３会計方針の変更	受取配当金は、従来、原則として配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しておりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則等」の改正により、平成19年7月1日以降計上する受取配当金については、原則として配当落ち日において、予想配当金額の全額を計上する方法に変更しました。 この変更による損益への影響は軽微であります。	
４その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成19年6月15日から平成20年6月16日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成20年6月17日から平成21年6月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 平成20年6月16日現在	第8期 平成21年6月15日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 123,116 口 2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 10,458 円	1 計算期間の末日における受益権の総数 96,717 口 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 312,446,665 円 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 6,769 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 平成19年6月15日 至 平成20年6月16日	第8期 自 平成20年6月17日 至 平成21年6月15日
1 分配金の計算過程 該当事項はございません。	1 分配金の計算過程 該当事項はございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 平成19年6月15日 至 平成20年6月16日	第8期 自 平成20年6月17日 至 平成21年6月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

１元本の移動

第7期 自 平成19年6月15日 至 平成20年6月16日		第8期 自 平成20年6月17日 至 平成21年6月15日	
期首元本額	719,130,000 円	期首元本額	1,231,160,000 円
期中追加設定元本額	786,730,000 円	期中追加設定元本額	― 円
期中一部解約元本額	274,700,000 円	期中一部解約元本額	263,990,000 円

２売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	第7期 自 平成19年6月15日 至 平成20年6月16日		第8期 自 平成20年6月17日 至 平成21年6月15日	
種類	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
株式	1,272,259,500	△142,980,041	646,821,100	△220,481,546
合計	1,272,259,500	△142,980,041	646,821,100	△220,481,546

３デリバティブ取引関係

第7期(自　平成19年6月15日至　平成20年6月16日)
該当事項はございません。
第8期(自　平成20年6月17日至　平成21年6月15日)
該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第１有価証券明細表
(1)株式　　（平成21年6月15日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	ホクト	1,000	1,991.00	1,991,000	
	大林組	7,000	468.00	3,276,000	
	住友林業	8,400	721.00	6,056,400	
	関電工	4,000	727.00	2,908,000	
	日本ハム	2,000	1,195.00	2,390,000	
	キリンホールディングス	3,000	1,234.00	3,702,000	
	味の素	4,000	755.00	3,020,000	
	レンゴー	12,000	547.00	6,564,000	
	住友化学	11,000	441.00	4,851,000	
	電気化学工業	13,000	267.00	3,471,000	
	信越化学工業	2,700	4,670.00	12,609,000	
	宇部興産	36,000	247.00	8,892,000	
	花王	4,000	2,075.00	8,300,000	
	小林製薬	1,300	3,670.00	4,771,000	
	武田薬品工業	1,200	3,800.00	4,560,000	
	アステラス製薬	2,400	3,350.00	8,040,000	
	塩野義製薬	4,000	1,859.00	7,436,000	
	エーザイ	1,800	3,370.00	6,066,000	
	新日鉱ホールディングス	13,000	562.00	7,306,000	
	ブリヂストン	7,000	1,402.00	9,814,000	
	住友金属工業	11,000	282.00	3,102,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	4,000	3,340.00	13,360,000	
	中部鋼鈑	6,300	853.00	5,373,900	
	山陽特殊製鋼	7,000	408.00	2,856,000	
	住友金属鉱山	3,000	1,505.00	4,515,000	
	住友電気工業	9,200	1,049.00	9,650,800	
	住生活グループ	2,000	1,508.00	3,016,000	
	住友重機械工業	13,000	446.00	5,798,000	
	クボタ	11,000	747.00	8,217,000	
	ダイキン工業	1,600	3,180.00	5,088,000	
	グローリー	1,700	1,886.00	3,206,200	
	マキタ	3,000	2,340.00	7,020,000	
	コニカミノルタホールディングス	6,000	1,045.00	6,270,000	
	東芝	10,000	373.00	3,730,000	
	三菱電機	9,000	613.00	5,517,000	
	日本電産	1,000	5,990.00	5,990,000	
	パナソニック	2,000	1,341.00	2,682,000	
	日立国際電気	7,000	608.00	4,256,000	
	ソニー	4,000	2,630.00	10,520,000	
	フォスター電機	3,400	1,135.00	3,859,000	
	ホシデン	1,700	1,241.00	2,109,700	
	ファナック	1,000	7,730.00	7,730,000	
	京セラ	600	7,370.00	4,422,000	
	小糸製作所	4,000	1,110.00	4,440,000	

	キヤノン	3,400	3,320.00	11,288,000	
	リコー	5,000	1,338.00	6,690,000	
	東京エレクトロン	800	4,690.00	3,752,000	
	デンソー	2,200	2,430.00	5,346,000	
	トヨタ自動車	7,400	3,830.00	28,342,000	
	本田技研工業	5,300	2,795.00	14,813,500	
	島津製作所	5,000	730.00	3,650,000	
	シチズンホールディングス	4,000	457.00	1,828,000	
	リンテック	5,000	1,617.00	8,085,000	
	任天堂	300	25,450.00	7,635,000	
	東京電力	700	2,420.00	1,694,000	
	東北電力	4,000	1,961.00	7,844,000	
	九州電力	1,200	2,035.00	2,442,000	
	電源開発	2,300	2,665.00	6,129,500	
	東日本旅客鉄道	4,200	5,860.00	24,612,000	
	日本郵船	10,000	461.00	4,610,000	
	上組	6,000	761.00	4,566,000	
	ヤフー	90	31,950.00	2,875,500	
	日本ユニシス	8,200	870.00	7,134,000	
	日本テレビ放送網	250	11,740.00	2,935,000	
	日本電信電話	3,600	3,930.00	14,148,000	
	ＫＤＤＩ	23	497,000.00	11,431,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	93	141,200.00	13,131,600	
	カプコン	2,700	1,766.00	4,768,200	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	コナミ	1,600	1,842.00	2,947,200	
	伊藤忠商事	15,000	731.00	10,965,000	
	三井物産	13,200	1,261.00	16,645,200	
	日立ハイテクノロジーズ	5,000	1,626.00	8,130,000	
	三菱商事	2,400	1,981.00	4,754,400	
	パル	1,700	1,625.00	2,762,500	
	セブン＆アイ・ホールディングス	3,000	2,400.00	7,200,000	
	ツルハホールディングス	1,200	2,960.00	3,552,000	
	コメリ	1,600	2,235.00	3,576,000	
	しまむら	700	7,630.00	5,341,000	
	ゼビオ	2,500	2,025.00	5,062,500	
	ヤマダ電機	1,200	5,280.00	6,336,000	
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	29,000	631.00	18,299,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	4,700	4,050.00	19,035,000	
	千葉銀行	11,000	627.00	6,897,000	
	横浜銀行	11,000	511.00	5,621,000	
	住友信託銀行	10,000	547.00	5,470,000	
	みずほフィナンシャルグループ	16,000	260.00	4,160,000	
	大和証券グループ本社	13,000	700.00	9,100,000	
	三井住友海上グループホールディングス	3,200	2,800.00	8,960,000	
	ソニーフィナンシャルホールディングス	20	273,000.00	5,460,000	
	東京海上ホールディングス	3,400	2,755.00	9,367,000	
	オリックス	750	6,620.00	4,965,000	
	三井不動産	9,000	1,757.00	15,813,000	
	セコム	2,000	3,950.00	7,900,000	
計	銘柄数：93			646,821,100	
	組入時価比率：98.8%			100%	
合計				646,821,100	

(注)　比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券（平成21年6月15日現在）
該当事項はございません。

第２デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

２ 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年7月31日現在

Ⅰ	資産総額	654,344,712	円
Ⅱ	負債総額	9,294,604	円
Ⅲ	純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	645,050,108	円
Ⅳ	発行済口数	93,169	口
Ⅴ	1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	6,923	円

第５【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第6期	41,759	28,592	71,913
第7期	78,673	27,470	123,116
第8期	―	26,399	96,717

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部 【特別情報】

第１ 【委託会社等の概況】

１ 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役３名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制

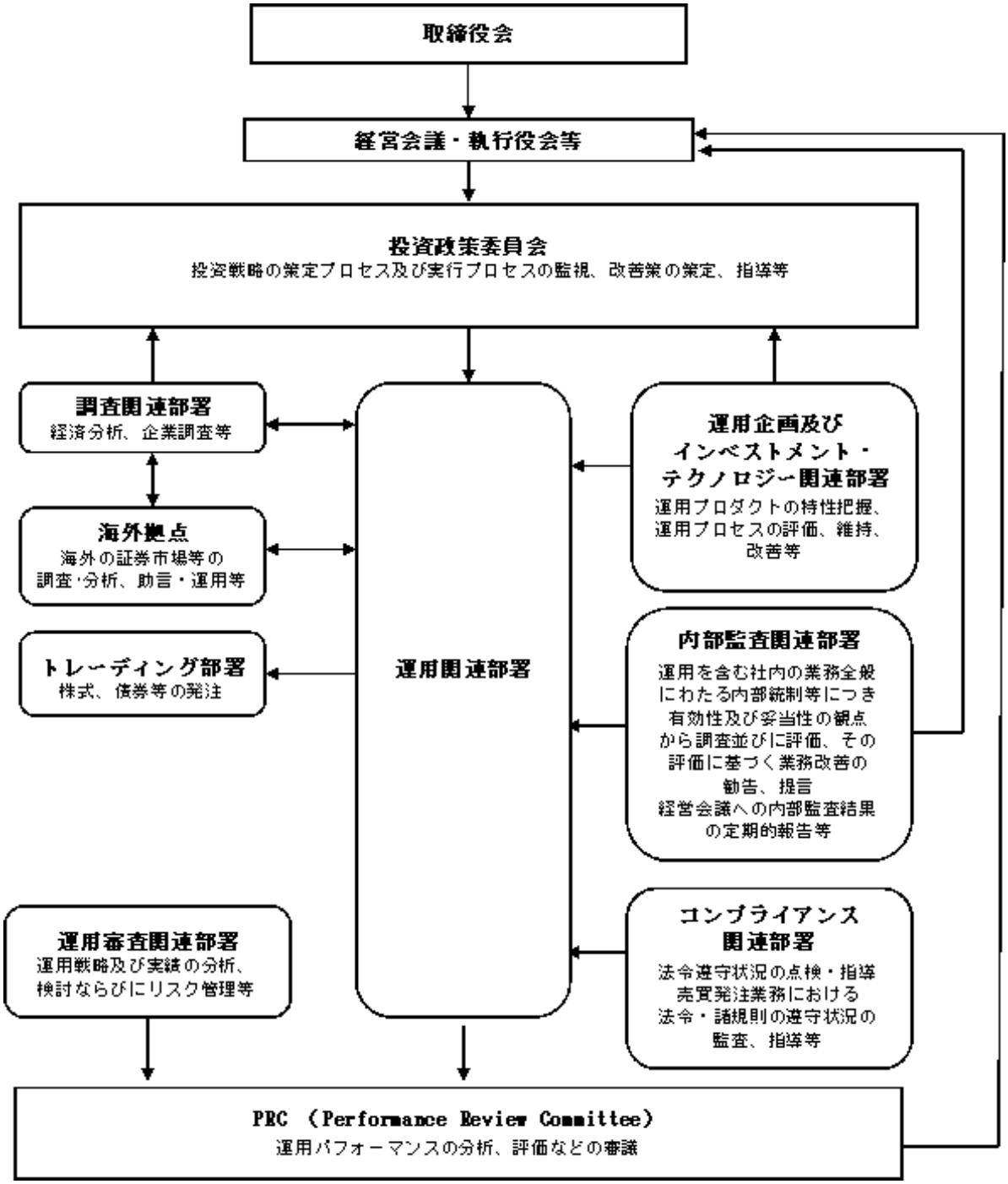
取締役会
経営会議・執行役会等
投資政策委員会
投資戦略の策定プロセス及び実行プロセスの監視、改善策の策定、指導等
調査関連部署
経済分析、企業調査等
海外拠点
海外の証券市場等の
調査・分析、助言・運用等
トレーディング部署
株式、債券等の発注
運用関連部署
運用企画及び
インベストメント・
テクノロジー関連部署
運用プロダクトの特性把握、
運用プロセスの評価、維持、
改善等
内部監査関連部署
運用を含む社内の業務全般
にわたる内部統制等につき
有効性及び妥当性の観点
から調査並びに評価、その
評価に基づく業務改善の
勧告、提言
経営会議への内部監査結果
の定期的報告等
コンプライアンス
関連部署
法令遵守状況の点検・指導
売買発注業務における
法令・諸規則の遵守状況の
監査、指導等
運用審査関連部署
運用戦略及び実績の分析、
検討ならびにリスク管理等
PRC （Performance Review Committee）
運用パフォーマンスの分析、評価などの審議

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成21年7月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	606	9,543,993
単位型株式投資信託	21	221,571
追加型公社債投資信託	20	4,902,123
単位型公社債投資信託	0	0
合計	647	14,667,687

３ 【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年８月６日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年８月７日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第49期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第50期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第50号附則第２条第１項第１号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年７月１日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成20年３月31日)		当事業年度　(平成21年 ３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,855		560
金銭の信託			32,058		34,551
有価証券			6,300		3,400
短期貸付金			1,526		592
前払金			45		43
前払費用			9		17
未収入金			81		84
未収委託者報酬			13,910		7,489
未収収益			2,030		1,629
未収法人税等			―		498
繰延税金資産			1,137		879
その他			1,072		807
貸倒引当金			△7		△4
流動資産計			61,020		50,549
固定資産					
有形固定資産			1,972		2,183
建物	※２	800		710	
器具備品	※２	1,171		1,472	
無形固定資産			8,857		12,407
ソフトウェア		8,852		12,403	
電話加入権		2		2	
その他		2		1	
投資その他の資産			45,424		28,519
投資有価証券		27,606		10,693	
関係会社株式	※３	15,739		15,743	
従業員長期貸付金		194		385	
長期差入保証金		34		39	
長期前払費用		17		19	
繰延税金資産		1,567		1,256	
その他		264		381	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			56,253		43,110
資産合計			117,274		93,659

		前事業年度 (平成20年３月31日)		当事業年度　(平成21年 ３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			―		12,000
預り金			148		95
未払金	※１		12,848		5,750
未払収益分配金		5		5	
未払償還金		105		82	
未払手数料		6,115		3,275	
その他未払金		6,622		2,387	
未払費用	※１		8,363		4,849
未払法人税等	※４		1,591		4
前受収益			8		6
賞与引当金			1,730		1,080
その他			102		4
流動負債計			24,794		23,790
固定負債					
退職給付引当金			5,359		4,620
時効後支払損引当金			467		462
その他			64		642
固定負債計			5,890		5,724
負債合計			30,685		29,515
(純資産の部)					
株主資本			81,714		61,810
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			52,804		32,900
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		52,119		32,215	
別途積立金		35,606		24,606	
繰越利益剰余金		16,512		7,608	
評価・換算差額等			4,874		2,333
その他有価証券評価差額金			5,124		2,084
繰延ヘッジ損益			△250		249
純資産合計			86,589		64,143
負債・純資産合計			117,274		93,659

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)		当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,893		84,195
運用受託報酬			10,506		8,315
その他営業収益			8		27
営業収益計			135,408		92,537
営業費用					
支払手数料			57,704		39,122
広告宣伝費			2,439		1,438
公告費			27		2
受益証券発行費			27		34
調査費			32,108		21,176
調査費		1,576		1,643	
委託調査費		30,532		19,532	
委託計算費			681		790
営業雑経費			2,950		2,709
通信費		175		208	
印刷費		1,375		1,382	
協会費		76		87	
諸経費		1,322		1,031	
営業費用計			95,938		65,272
一般管理費					
給料			10,229		8,863
役員報酬	※２	667		329	
給料・手当		6,480		6,507	
賞与		3,081		2,025	
交際費			212		168
旅費交通費			786		557
租税公課			637		443
不動産賃借料			1,687		1,559
退職給付費用			951		1,124
固定資産減価償却費			2,543		3,288
諸経費			5,902		6,448
一般管理費計			22,949		22,452
営業利益			16,519		4,812

		前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)		当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※１	2,369		8,013	
収益分配金		282		225	
受取利息		86		32	
デリバティブ利益		1,308		858	
その他		337		192	
営業外収益計			4,384		9,322
営業外費用					
支払利息	※１	―		175	
金銭の信託運用損		392		1,212	
為替差損		67		133	
時効後支払損引当金繰入額		178		97	
その他		8		53	
営業外費用計			647		1,671
経常利益			20,256		12,463
特別利益					
投資有価証券等売却益		1,421		1,085	
株式報酬受入益		312		299	
リース資産買取差益		―		2	
特別利益計			1,734		1,387
特別損失					
投資有価証券等売却損		80		1,471	
投資有価証券等評価損		23		5	
固定資産除却損	※３	56		405	
過年度時効後支払損引当金繰入額		429		―	
退職給付制度移行損失		―		118	
特別損失計			589		2,001
税引前当期純利益			21,400		11,849
法人税、住民税及び事業税			9,211		2,893
法人税等調整額			50		2,334
当期純利益			12,139		6,621

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	35,606	35,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	－	△11,000
当期変動額合計	－	△11,000
当期末残高	35,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	17,249	16,512
当期変動額		
別途積立金の取崩	－	11,000
剰余金の配当	△12,876	△26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	△737	△8,904
当期末残高	16,512	7,608

利益剰余金合計		
前期末残高	53,541	52,804
当期変動額		
剰余金の配当	△12,876	△26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	△737	△19,904
当期末残高	52,804	32,900
株主資本合計		
前期末残高	82,451	81,714
当期変動額		
剰余金の配当	△12,876	△26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	△737	△19,904
当期末残高	81,714	61,810
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	11,008	5,124
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,883	△3,040
当期変動額合計	△5,883	△3,040
当期末残高	5,124	2,084
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△610	△250
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	360	499
当期変動額合計	360	499
当期末残高	△250	249
評価・換算差額等合計		
前期末残高	10,397	4,874
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,522	△2,541
当期変動額合計	△5,522	△2,541
当期末残高	4,874	2,333
純資産合計		
前期末残高	92,849	86,589
当期変動額		
剰余金の配当	△12,876	△26,526
当期純利益	12,139	6,621
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,522	△2,541
当期変動額合計	△6,259	△22,445
当期末残高	86,589	64,143

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
１．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの… 移動平均法による原価法	１．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左) (2) その他有価証券 時価のあるもの (同左) 時価のないもの (同左)
２．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法	２．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左)
３．金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法	３．金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左)
４．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 ８～15年 構築物 20年 器具備品 ４～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。	４．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 ８～15年 構築物 20年 器具備品 ４～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
５．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	５．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左) (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。
(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。	(4) 時効後支払損引当金 (同左)
６．リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	６．リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年４月１日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
７．ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。	７．ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左)
(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券	(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左)
(3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。	(3)ヘッジ方針 (同左)
(4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。	(4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左)
８．消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。	８．消費税等の会計処理方法 (同左)
９．連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	９．連結納税制度の適用 (同左)

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
（有形固定資産の減価償却方法） 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年３月30日 法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年３月30日 政令第83号））に伴い、平成19年４月１日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	――――――――――
（負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計処理） 当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年４月13日）を適用しております。 この適用により、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計上しております。 この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。	――――――――――
――――――――――	（リース取引の処理方法） 当事業年度より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年３月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年３月30日 企業会計基準委員会）を適用しております。 この適用により、リース取引開始日が平成20年４月１日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年３月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年４月１日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、これによる財政状態に与える影響はなく、損益に与える影響は軽微であります。

[表示方法の変更]

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
(貸借対照表関係) 前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 平成19年７月４日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。 なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。	――――――――――
(損益計算書関係) １.前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 ２．「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。 ３．「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に１百万円含まれております。 ４．前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	――――――――――

[追加情報]

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
(有形固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の５％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	――――――――――
――――――――――	(退職給付制度の改訂) 当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年１月１日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。当社は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号）を適用しております。本改廃に伴う影響額として、特別損益118百万円を計上しております。 この結果、税引前当期純利益が、118百万円減少しております。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成20年３月31日)	当事業年度末 (平成21年３月31日)
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 5,619百万円 未払費用 934	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 2,119百万円 未払費用 585
※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 201百万円 器具備品 534 合計 736	※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 295百万円 器具備品 964 合計 1,260
※３．消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。 関係会社株式 3,064百万円	
※４．未払法人税等には、事業所税の未納付額37百万円が含まれております。	

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,214百万円	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,864百万円 支払利息 175百万円
※２．役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※２．役員報酬の範囲額 (同左)
※３．固定資産除却損 器具備品 1百万円 ソフトウェア 54 合計 56	※３．固定資産除却損 器具備品 0百万円 ソフトウェア 405 合計 405

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成19年５月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	12,876百万円
１株当たり配当額	2,500円
基準日	平成19年３月31日
効力発生日	平成19年５月31日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年５月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,526百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,150円
基準日	平成20年３月31日
効力発生日	平成20年６月２日

当事業年度(自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成20年５月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,526百万円
１株当たり配当額	5,150円
基準日	平成20年３月31日
効力発生日	平成20年６月２日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年５月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,605百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	700円
基準日	平成21年３月31日
効力発生日	平成21年６月１日

◇ リース取引関係

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
――――――――――	１．ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース資産の内容 有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア) 主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針の「４.固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。
１．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 取得価額相当額 1,453百万円 減価償却累計額相当額 814 減損損失累計額相当額 ― 期末残高相当額 639	(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 取得価額相当額 1,343百万円 減価償却累計額相当額 980 減損損失累計額相当額 ― 期末残高相当額 363
② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 １年以内 281百万円 １年超 368 合計 650 リース資産減損勘定期末残高 ―百万円	② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 １年以内 180百万円 １年超 195 合計 375 リース資産減損勘定期末残高 ―百万円
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 332百万円 リース資産減損勘定の取崩額 ― 減価償却費相当額 309 支払利息相当額 19 減損損失 ―	③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 296百万円 リース資産減損勘定の取崩額 ― 減価償却費相当額 276 支払利息相当額 14 減損損失 ―
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	④ 減価償却費相当額の算定方法 (同左)
⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	⑤ 利息相当額の算定方法 (同左)
２．オペレーティング・リース取引 未経過リース料 １年以内 4百万円 １年超 5 合計 9	２．オペレーティング・リース取引 未経過リース料 １年以内 6百万円 １年超 3 合計 9

◇ 有価証券関係

１．売買目的有価証券

前事業年度末 (平成20年３月31日)	当事業年度末 (平成21年３月31日)
該当事項はありません。	(同左)

２．満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末 (平成20年３月31日)	当事業年度末 (平成21年３月31日)
該当事項はありません。	(同左)

３．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年３月31日)			当事業年度末 (平成21年３月31日)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318
合計	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318

４．その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年３月31日)			当事業年度末 (平成21年３月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
(1)株式	282	7,649	7,366	282	4,020	3,737
(2)債券(社債)	―	―	―	―	―	―
(3)その他(※１)	11,678	13,542	1,864	3,551	3,846	295
小計	11,961	21,192	9,231	3,834	7,867	4,032
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
(1)株式	―	―	―	―	―	―
(2)債券(社債)	―	―	―	―	―	―
(3)その他	5,906	5,362	△544	2,334	1,833	△500
小計	5,906	5,362	△544	2,334	1,833	△500
合計	17,868	26,554	8,686	6,168	9,701	3,532

(※１)　前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円（税効果会計適用後）であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円（税効果会計適用後）との純額を貸借対照表に計上しております。
当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は249百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
売却額	7,970百万円	11,200百万円
売却益の合計額	1,419百万円	1,085百万円
売却損の合計額	80百万円	1,471百万円

６．時価評価されていない主な有価証券(上記２．及び３．を除く)

区分	前事業年度末 (平成20年３月31日)	当事業年度末 (平成21年３月31日)
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券		
譲渡性預金	6,300	3,400
非上場株式	1,052	992
合計	7,352	4,392
(2) 子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	4,408	4,411
関連会社株式	8,267	8,267
合計	12,675	12,679

７．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成20年３月31日)

	１年以内 (百万円)	１年超５年以内 (百万円)	５年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
１．債券				
(1) 国債・地方債等	－	－	－	－
(2) 社債	－	－	－	－
(3) その他	－	－	－	－
２．その他	6,300	－	6,813	－
合計	6,300	－	6,813	－

当事業年度末(平成21年３月31日)

	１年以内 (百万円)	１年超５年以内 (百万円)	５年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
１．債券				
(1) 国債・地方債等	－	－	－	－
(2) 社債	－	－	－	－
(3) その他	－	－	－	－
２．その他	3,400	1	1,017	－
合計	3,400	1	1,017	－

（注）その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、当事業年度末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

◇ デリバティブ取引関係

１．取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
（１）取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ①ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券 ②ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 ③ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。	（１）取引の内容及び利用目的 (同左) ①ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) ②ヘッジ方針 (同左) ③ヘッジ有効性評価の方法 (同左)
（２）取引に対する取組方針 デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。	（２）取引に対する取組方針 (同左)
（３）取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。	（３）取引に係るリスクの内容 (同左)
（４）取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。	（４）取引に係るリスク管理体制 (同左)

２．取引の時価等に関する事項

（１）前事業年度末(平成20年３月31日)

区分	種類	契約額 （百万円）	契約額のうち １年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,691	－	2,787	△96
市場取引以外の取引	スワップ取引 短期変動金利受取・株価指数変化率支払	4,663	－	△6	△6
合計		7,354	－	2,781	△102

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

（２）当事業年度末(平成21年３月31日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用し

ておりますので注記の対象から除いております。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項(平成20年３月31日)

イ．退職給付債務	△13,227百万円
ロ．年金資産	5,569
ハ．未積立退職給付債務(イ＋ロ)	△7,657
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	―
ホ．未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ．未認識過去勤務債務(債務の増額)	260
ト．貸借対照表計上額純額(ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	△5,359
チ．前払年金費用	―
リ．退職給付引当金(ト－チ)	△5,359

３．退職給付費用に関する事項(自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)

イ．勤務費用	529百万円
ロ．利息費用	262
ハ．期待運用収益	△148
ニ．会計基準変更時差異の費用処理額	―
ホ．数理計算上の差異の費用処理額	243
ヘ．過去勤務債務の費用処理額	16
ト．退職給付費用(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	904
チ．その他(注)	46
計	951

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ．割引率	2.1%
ハ．期待運用収益率	2.5%
ニ．過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ．数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの １年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ．会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年１月１日付で適格退職年金制度から確定給付型企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。

２．退職給付債務に関する事項(平成21年３月31日)

イ．退職給付債務	△11,783百万円
ロ．年金資産	5,456
ハ．未積立退職給付債務(イ＋ロ)	△6,327
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	―
ホ．未認識数理計算上の差異	2,400
ヘ．未認識過去勤務債務(債務の増額)	△693
ト．貸借対照表計上額純額(ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	△4,620
チ．前払年金費用	―
リ．退職給付引当金(ト－チ)	△4,620

３．退職給付費用に関する事項(自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)

イ．勤務費用	611百万円
ロ．利息費用	277
ハ．期待運用収益	△139
ニ．会計基準変更時差異の費用処理額	―
ホ．数理計算上の差異の費用処理額	300
ヘ．過去勤務債務の費用処理額	3
ト．退職給付費用(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	1,053
チ．その他(注)	70
計	1,124

（注）確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ．割引率	2.1%
ハ．期待運用収益率	2.5%
ニ．過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ．数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの １年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ．会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

(追加情報)

基準となる従業員の平均残存勤務期間が減少したことにより、過去勤務債務の額の処理年数および退職年金に係る数理計算上の差異の処理年数を18年から16年に変更しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末（平成20年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,197
所有株式税務簿価通算差異	884
ゴルフ会員権評価減	508
投資有価証券評価減	673
減価償却超過額	273
子会社株式売却損	196
賞与引当金損金算入限度超過額	709
事業税	350
時効後支払損引当金	191
繰延ヘッジ損失	173
その他	107
繰延税金資産計	6,266
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	3,561
繰延税金負債計	3,561
繰延税金資産(純額)	2,705

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	41.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.6%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン課税	4.7%
外国税額控除	△1.1%
その他	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.3%

当事業年度末（平成21年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
退職給付引当金	1,894
所有株式税務簿価通算差異	884
投資有価証券評価減	616
ゴルフ会員権評価減	510
賞与引当金	442
未払確定拠出年金掛金	328
タックスヘイブン税制	271
減価償却超過額	262
子会社株式売却損	196
時効後支払損引当金	189
その他	85
繰延税金資産小計	5,682
評価性引当金	△1,924
繰延税金資産計	3,757
繰延税金負債	
繰延ヘッジ利益	173
有価証券評価差額金	1,448
繰延税金負債計	1,621
繰延税金資産(純額)	2,136

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	41.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.0%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	△0.1%
外国税額控除	△5.9%
評価性引当金の増減額	16.2%
その他	△0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1%

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)

１．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有)直接100%	兼任3人	資産の賃貸借等	資金の貸付(*1)	57,000	―	―
								資金の回収	71,000	―	―
								貸付金利息の受入	33	―	―

２．役員及び個人主要株主等
該当はありません。

３．子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有)直接21.8%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*２)	6,161	未払費用	74

４．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	―	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*３)	41,864	未払手数料	4,990
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	―	なし	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	7,261	未払費用	1,949

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*１) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。
(*２) ソフトウエア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
(*３) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
(*４) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、開示対象範囲に影響はありません。

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	321,764	持株会社	(被所有)直接100%	資産の賃貸借等	資金の借入(*1)	228,500	短期借入金	12,000
							資金の返済	216,500		
							借入金利息の支払	168	未払費用	1

（イ）関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有)直接22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*２)	10,001	未払費用	79

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*３)	28,694	未払手数料	2,628

親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払（*4）	4,926	未払費用	1,064

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2）ソフトウエア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4）投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所及び野村土地建物㈱であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

（百万円）

	㈱野村総合研究所	野村土地建物㈱
流動資産合計	106,717	1,407
固定資産合計	234,028	77,297
流動負債合計	76,798	7,947
固定負債合計	79,131	11,845
純資産合計	184,815	58,910
売上高	324,697	2,744
税引前当期純利益	38,648	2,947
当期純利益	20,583	2,564

◇ １株当たり情報

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
１株当り純資産額 16,811円16銭 １株当たり当期純利益 2,356円90銭	１株当り純資産額 12,453円43銭 １株当たり当期純利益 1,285円61銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 12,139百万円 普通株式に係る当期純利益 12,139百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 6,621百万円 普通株式に係る当期純利益 6,621百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２ 【その他の関係法人の概況】

１ 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
中央三井アセット信託銀行株式会社(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	11,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊ 平成21年6月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊ 平成21年6月末現在

２ 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

＜再信託受託者の概要＞

名称	：	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
設立年月日	：	平成12年６月20日
業務の概要	：	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
銀行免許取得日および信託業務の認可取得日	：	平成12年７月13日

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

３ 【資本関係】

(1) 受託者(持株比率5.0%以上を記載します。)

該当事項はありません。

(2) 販売会社(持株比率5.0%以上を記載します。)

該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年9月10日	有価証券報告書
平成21年3月10日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成２０年６月３０日

野村アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高 尾 幸 治 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	英　公 一 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの第４９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成２０年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

野村アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　英　公 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第５０期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成２１年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成20年8月29日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 尾 幸 治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英　公 一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本割安成長株オープンの平成19年6月15日から平成20年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本割安成長株オープンの平成20年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成21年8月17日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英　公 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本割安成長株オープンの平成20年6月17日から平成21年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本割安成長株オープンの平成21年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ